我が国の企業年金におけるESGの取組み と課題



公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 特任研究員 三木 降二郎

~要旨~

近年、ESG投資が注目されている。その背景には、地球温暖化によって経済活動が地球の環境容量を超えつつあり、このままでは社会の持続可能性がどんどん低くなるのではないか、という危機感がある。この環境問題の他にも人権などの社会問題、更には企業経営のガバナンスに起因する不祥事なども頻発している。そこで年金による投資によって、これらの環境・社会・ガバナンスの問題が悪化するのを何とか食い止められないか、という期待があるといえよう。

この ESG 投資について我が国の公的年金では積極的に投資残高を積み上げているが、民間の国内の 企業年金では一部を除いて動きが鈍い。

しかし海外の年金基金の中にはESG投資の発展形としてのインパクト投資に取り組む事例も出てきている。近い将来、我が国の企業年金でもインパクト投資がその確定拠出年金の運用商品に入ってくれば、個人投資家が、社会に良いインパクトを残すような投資を選ぶ日も来よう。

キーワード:企業年金、ESG 投資、PRI、スチュワードシップ、サステナブル投資、インパクト投資

1 ESG 投資がなぜ注目されるか?

(1) ESG 投資とは

「環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の課題を投資運用の意思決定の判断材料としてその分析に体系的に組込んで行う運用」を ESG 投資という。この定義は責任投資原則(Principles for Responsible Investment)に列挙された 6 原則の第1条にある。責任投資原則とは国連がその策定に深く関わり、国連事務総長が議論をリードして、欧米機関投資家が署名することで 2006 年に公表されたものである。

その原則では投資家に対して ESG 投資を積極的に推進することを単に求めるだけでなく、被投資先企業に対しても、ESG 課題に関する情報開示を進めるように求めている。それを受けて、企業の中には新たに「統合報告書」を作って、投資家が経年比較・業界内横断比較できるデータで CO² 削減成果を開示するところも出てきている。また投資家の中にはそのような情報を利用し、ESG 評価会社のデータを使って、運用残高の中で CO² がどの程度含まれているかを算出するところも出てきている。

責任投資原則の6原則

- 1. ESG (環境、社会、コーポレートガバナンス) 課題を投資の意思決定と分析に組込む
- 2. 積極的な株主になり、ESG課題を株主としての方針と活動に組込む
- 3. 投資先企業による ESG 課題に関する適切な情報開示を求める
- 4. 投資業界がこれらの原則を受け入れ、実践するよう促す
- 5. これらの原則の実施に当たって、効果が高まるよう相互に協力する
- 6. これらの原則の実施に関する活動と進捗について報告する

(出所) 水口剛『ESG 投資』p.16

この責任投資原則に署名する機関は、会費を 支払いその資金で事務局が維持されている。現 在は PRI といえば、国連から自立したこの会員 組織を意味している。

(2) ESG 投資残高の伸び

図1に見る通り毎年数多くの機関投資家がPRIに署名し、現在では世界で3000を超える機関となったが、3年前の数字と比べると1.8倍もの急激な伸びを示している。署名機関の運用資産総額は100兆ドルに達しているが、Global Sustainable Investment Allianceのデータによるとその内2017年末の世界全体のESG投資残高は31兆ドルと約3割がESG投資となっている1)。

(3) なぜ ESG 投資を行うのか?

ESG 投資が注目される背景にあるのは、気候変動リスクが近年世界的に顕在化されていることである。我が国でも梅雨の時期の豪雨や秋の台風による水害などによって大きな経済的損失を被っている。「国連等によると、過去 20 年間(1998 ~ 2017 年)に自然災害によって発生した世界の経済損失額は約 2.9 兆ドル」²⁾と推計されている。その前の 20 年間に比し、気候変動による損失額は大幅に増加しており、そのことで企業が抱える気候変動リスクが財務にもたらす影響も巨額に上っていると言われている。

こうした気候変動リスクの増加に対して特に 欧州では、環境 NGO などが金融機関や機関投資



(出所) 日本 CFA 協会連続講座「資本市場から見たインパクト投資」p.9 より

家に対して温室効果ガス排出量の大きな投資からの撤退を求めたり、温室効果ガス排出量の大きな事業に関わっている企業名を公表するケースも出てきており、欧州の公的年金や企業年金からの委託を受ける機関投資家の中には、最終受益者である年金の加入者や受給者の要望を踏まえて、気候変動リスクを勘案した投資に切り替える動きが出ているのである。

ESG投資で環境、社会やガバナンスに配慮した投資をすると「利益を犠牲にした投資」と捉えられることがあるが、それはむしろ逆である。 ESG要因に配慮した投資をすることは、環境問題に対する規制リスクや、投資先企業が自分さえ儲かればよい、という行動に走った場合に被る風評リスク、更には社長のワンマン経営で機能しない取締役会のガバナンス上のリスクを見逃すことを防ぐのである。またESG要因が、新たなビジネスチャンスをもたらすという可能性に目を向けることにもつながる。しかし機関投資家の中には、ESG投資をすればすぐに投資リターンが上がるという確信を持てないところもある。

(4) なぜ GPIF は ESG 投資を始めたのか?

このように機関投資家の中で意見が分かれる中で、世界最大の年金である年金積立金管理運用独立行政法人(以下、GPIF)が2015年に責任投資原則に署名したことはESG投資が日本で一気に普及する大きな契機となった。というのもGPIF自体の資産残高が約162兆円³⁾と、世界最大の機関投資家であるだけでなく、運用委託先にもPRI原則の遵守を求めることにより、大手資産運用会社がこぞって署名したからである。我が国のESG投資残高も2019年時点で336兆円と前年に比し1.45倍になり、伸び率は非常に大きい。またアンケート集計機関の運用資産残高合

計の比率も、55.9%と過半を占めている⁴⁾。

ではなぜ GPIF がそれまでまだ我が国の機関 投資家の間で評価の分かれる ESG 投資に積極的 に取り組むことを表明し、率先して PRI 署名に 踏み切ったのであろうか。署名に際して出した プレスリリースを見ると「投資先企業における ESG (環境・社会・ガバナンス)を適切に考慮 することは、この『被保険者のために中長期的 な投資リターンの拡大を図る』ための基礎とな る『企業価値の向上や持続的成長』に資するも のと考える 50。」とある。

ここで注目すべきは「中長期的」という言葉である。つまり短期的に ESG を考慮したからと言って、すぐ投資リターンが向上するとは限らない。しかし GPIF のようにその投資期間が 100年間と超長期の巨大年金であれば、短期の変動で投資リターンが上下することに一喜一憂する必要もない。この点、我々国民としても、GPIFの「四半期」での投資リターンがコロナ禍で「GPIF:運用益 12 兆円超と過去最高」 6) などと報道している新聞の見出しに踊らされることなく、冷静に GPIF の投資期間に思いを巡らせるべきである。

最も大事な点は、被保険者のために「中長期的」には「投資リターン拡大」を図ることに資するから ESG 投資に取組む、という論理構成を取っていることである。つまり GPIF のような年金基金は、その加入者・受給者からなる被保険者に対して「受託者責任」を負っている。受託者責任というのは難しい言葉だが「資産運用に携わる年金基金が、年金を受け取る人の利益に反する取引を行わず、その人の利益のためだけに仕事をする」という意味合いである。この言葉は、投信販売会社が「顧客本位の販売商品の選定」をして販売するのではなく、「自分たちに入る手数料が高い投信を販売する」というよう

な場合にも「受託者責任を果たしていない」というような言い方で使われる。

つまり、この受託者責任を文字通り果たすためには、加入者・受給者の利益に反する行動をしてはならないので、もしESG投資が利益を生まないならばそのような投資をすることは受託者責任に反することになるということである。

受託者責任と ESG 投資の関係については英米ではここ数年間、議論が活発に行われてきた。その趣旨は、「ESG 要因が投資の経済的価値を左右する場合、現在は非財務情報であっても将来の財務状況に影響を及ぼすのであれば、ESG 要因を考慮することがむしろ受託者責任と考えられる」というものであった。

責任投資原則をまとめた PRI が 2015 年に公表 した "Fiduciary Duty in the 21st Century" (『21世紀の受託者責任』) においてはさらに踏み込み、「重要な ESG 課題を考慮しないことは受託者責任違反になる」という見解を打ち出し、それが大きな転換点となって一気に潮目が変わり、図1で見ても PRI 署名機関数とその ESG 投資残高が 2015 年を境に急激に増え、今や、ESG 投資は世界では主流となってきていることがわかる。

GPIF は巨大資金を運用しているので、否が応でも株式市場全体に投資する投資家となっている。つまり上場銘柄すべてに投資しているので、たとえばある企業が気候変動問題に配慮せず、自社の利益だけを追求して公害を垂れ流しているような場合、社会経済に負の影響をもたらすことで他の多くの投資家が不利益を被る可能性があり、それがひいては市場全体の投資リターンの足を引っ張ることにつながりかねない。その場合、GPIF に出来ることは、すべての投資においてESG 要因を考慮に入れた投資をするよう外部の運用委託先に求めることである。そ

れが GPIF にとって ESG 投資を行うもう一つの 理由になっている。

GPIFがESG投資をしようにも、法律で自ら 運用することは禁止されているので、外部の運 用委託先に実際の投資は任さなくてはならない。 その場合にESG投資を推進する手段は二つあ る。一つがESG指数を作って、運用委託先にそ の指数と競うような運用をするよう指示するこ とである。またもう一つは、その運用の約9割 がパッシブ運用といって市場全体を買うような 運用手法になっているが、その運用委託先に対 して「明示的な論点を設定し、達成すべき目標 を定めて建設的な対話を行う」よう指示するこ とである。

(5) ESG 指数と建設的な対話

2017年7月にGPIFは日本株のESG指数を三種類選定し、同指数に連動した1兆円規模のパッシブ運用を始めると発表した。その結果選定されたのは2種類の「総合型」と1種類の「テーマ型:日本株女性活躍指数」であった。そのプレスリリースを見ると公開情報に基づくポジティブ評価を基本にし、日本の株式市場全体を底上げすることを目指していることが見てとれる。しかし真の狙いは、ESG指数を作ることによって、そこに組込んでもらうことで投資家にアピールしたいという企業がESG評価を高める努力をすることが期待されている。それが結果的にESG関連の情報開示を進めることにつながるからである。

建設的な対話については、GPIF はパッシブ運用を委託している資産運用会社に対しても、行うように強く要請している。なぜなら GPIF にとり ESG リスクを避ける手段はパッシブ運用をする以上、売却による除外という手段をとりえないからである。GPIF が受託者責任を果たしてい

ると加入者・受給者に証明するためには、ESG リスクのある企業に働きかける建設的な対話を していると言えないと、問題企業の株式を保有 し続けなければいけなくなり、真の受益者利益 を考えていないというそしりを受けかねないか らである。ここでいう建設的な対話とは中長期 的な投資期間を前提とした企業経営の改善を促 す対話であって、短期的な利益を狙って株主還 元を求めるいわゆるアクティビストとは区別し て考えられなければならない。

建設的な対話にスポットライトが当たってきた背景には2017年5月に改訂されたスチュワードシップ・コードで「必要に応じ、ほかの機関投資家と協働して対話を行うことが有益」との指針が新たに盛り込まれたという事情がある。

2 スチュワードシップ・コードと企業年金(1) スチュワードシップ・コードとは

スチュワードシップ・コードとは、2008年のリーマン・ショックの真因は投資先企業に対する監視や対話が不十分であったとの反省から、2010年にイギリスで初めて定められたもので、機関投資家が受託者責任を果たすために、「対話により投資先企業の中長期的な成長を促すなど、機関投資家に求められる行動規範」である。日本ではこれを参考に、金融庁により2014年(平成26)に日本版スチュワードシップ・コード(「責任ある機関投資家」の諸原則)が制定・公表された。

先に触れた受託者責任が法的義務であるのに 比し、スチュワードシップのスチュワードとは 執事や管財人と訳されることから分かる通り、 保有先企業の経営モニタリングや建設的な対話 をすることである。

(2) スチュワードシップ・コードの改訂

スチュワードシップ・コードは 2017 年、2020 年と 3 年毎に改訂されているが、今年の改定のポイントは① ESG 要素等を含むサステナビリティ (ESG 投資) の考慮を初めて明記、②上場国内株式以外の資産へのスチュワードシップ・コードの適用、③企業年金は「規模や能力に応じて」スチュワードシップ活動をすべし、という点である。

この3点目が本稿のテーマである我が国の企 業年金による ESG 投資への取組と課題を述べる 上で特に重要な論点である。というのも、これ までスチュワードシップ・コードを受け入れた 機関投資家のうち、圧倒的多数が資産運用会社 であった。これは先にふれたように GPIF から も運用受託している資産運用会社にとっては、 スチュワードシップ・コードや PRI に署名をし て ESG 投資をすることが GPIF から明示的に求 められているからである。ところが、わが国の 企業年金はその規模や能力の点で資産運用会社 に比し、スチュワードシップ活動をするための 人的リソースも極めて限られており、その趣旨 に賛同していたとしても実態としてスチュワー ドシップ活動をする余裕のある年金基金が限ら れているからである。そこで今年の改定に当た り、実態に即した文言の修正がなされたもので ある。

スチュワードシップ・コードと両輪をなすと 言われるコーポレートガバナンスコード (企業 の価値を高めるために、公平な経営を継続して 行うための仕組みを書き表したルール) でも、 企業年金が期待される機能を発揮できるよう、 母体企業による人事面・運営面でのサポートが 求められている。この背景にはスチュワードシッ プ・コード受入れがすすまない企業年金に対し て、母体企業がもっと経営資源を配分するよう に、という金融庁の意図が背景にある。

企業年金のほとんどは、議決権行使を伴う資 産運用を自ら行わない。その場合、委託運用機 関に対して本コードの対応状況を確認するなど の、自らの規模や能力等に応じた取組みを行う ことが想定されていると今回、明記された。そ れにより、建設的な対話及び議決権の行使と行 使結果等の公表までをも企業年金が行うのは無 理だという懸念に対し、必ずしも企業年金がこ れらを行うことを想定したものではないという 点が明らかにされた。このように企業年金に配 慮する背景には、企業年金の所管が人事だとい う事情がある。企業年金は元々退職金制度から 移行されたという歴史的経緯から、理事長が人 事担当役員で常務理事も人事部出身者が多い。 彼らからすれば、アベノミクスの成長戦略で、 企業年金は運用資金のつながりの中で川上に位 置するのだから、企業のモニタリングや建設的 な対話をせよ、と言われても、それを自分たち の仕事と思わない、という心理的抵抗感がある。 その負担感を少しでも和らげようという意図が、 今回の改訂にはある。その上で企業年金が自覚 をもって、資産運用会社のスチュワードシップ 活動をモニタリングし、その報告を見極めてそ の改善・定着を促すことが求められているわけ である。

こうした啓蒙活動の結果、2020年3月時点で35の企業年金がスチュワードシップ・コードの受入れを表明し、その内15は非金融法人であり規約型でも一つ受入れたところも出てきている。

(3) 事例紹介:エーザイ企業年金基金 7)

我が国の企業年金基金ではまだ ESG 投資に積極的に取組んでいるところは少ないが、母体企業の支援を受けながら実際に取組んでいる先進事例を紹介する。

エーザイ年金基金の母体企業の CFO (最高財務責任者) は、東京証券取引所や経済産業省および GPIF などで各種委員を務めてきたコーポレート・ガバナンスの推進者として知られている。母体企業として、地球環境や社会的課題の解決に向けての取組を積極的に展開してきており、企業理念としての「ヒューマン・ヘルスケアの実現」のために、国連が 2030 年までの目標として定めた SDGs⁸⁾ への取組みも精力的に展開している。

従い、ESG 課題解決に貢献する企業年金として母体の取組と平仄を合わせ、2018年にスチュワードシップ・コード受け入れを表明したのは自然な流れであった。受け入れに当たっては資産運用を委託している運用会社が投資先企業との建設的な対話を実施し、投資先企業の企業価値向上と持続的な成長を促進することで、中長期的な投資リターン拡大を目指している。それが出来たのは年金基金から財務部に委託する形で母体が事務面、体制面のバックアップを行っていることが背景にある。

年金基金の運用基本方針に、資産運用委託先 選定にあたり「ESGに対する考え方」も判断基 準の一つに追加している。毎年10月に、国内株 式を委託運用している運用会社から各社1時間 ほどかけて、運用機関として実施したスチュワー ドシップ活動の振返りについての報告を受け、 その報告の中から議決権行使状況を取りまとめ て基金のホームページで開示している。また、国 内株投資に加えて新たに他の資産区分でも ESG 投資も実施した。選定にあたってはコンサルタ ントの「ESG評価レーティング」を参考にし、 母体の財務部長もメンバーに入った資産運用委 員会で、ESGへの取組で上位評価が付与された 8ファンドを選定・採用し、今では金額比率で は2割を占めている。 同年金基金ではスチュワードシップ・コード受入れの意義として、企業年金が ESG を意識した運用を多様な資産区分で選択していくことで、運用目標を達成するという投資結果への責任だけでなく、社会に良きことをする存在として将来世代に対して責任ある投資を行うという、2つをバランスよく執行することが出来るようになったという。そのように年金基金として ESG 投資をしていることが今度は母体企業に投資をする海外の ESG ファンドからの株式買い増しに結び付いているという。

3 ESG 投資の先にあるインパクト投資

投資運用プロセスに ESG 要因を組込んで投資する ESG 投資には、環境、社会、ガバナンスに配慮した投資をすることで、社会の構成や地球環境保持など、社会全体の持続可能性の確保に貢献する、という意義がある。

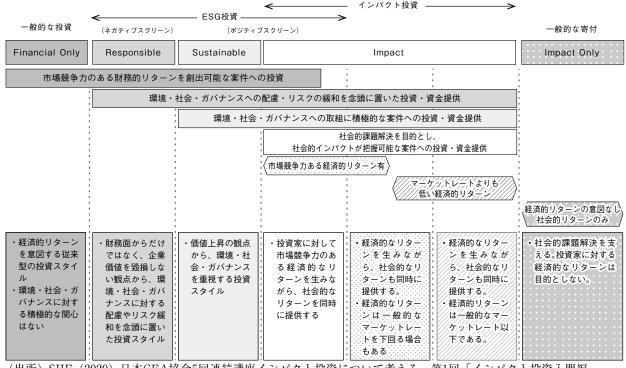
この ESG 投資を更に一歩進めたものがインパクト投資である。インパクト投資の定義は「財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的および環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資」である 9)。

図2はインパクト投資と ESG 投資との関係を 図示したものだが、「ESG 投資は長期的なリス クの削減と収益の最大化を目指す(二次元)が、 インパクト投資は特定の社会課題解決を目的と するという明確な意図を持つ(三次元)。」とい う違いがある。2030年までの SDGs 達成には、 ESG 投資だけでは不十分で、インパクト投資が 大きく貢献することが期待されている。なぜなら 第一に SDGs の主な 5 ゴールを達成するにも 2.6 兆ドルが不足すると試算されており民間資本の 活用促進が期待されているからである 10)。

これまで企業年金の投資活動は年金額が約束 されたものだったので、一般人にはいわばよそ

図2 インパクト投資とESG投資

ESG投資は長期的なリスクの削減と収益の最大化を目指す(二次元)が、インパクト投資は特定の社会課題解決を目的とするという明確な意図を持つ(三次元)。



(出所) SIIF (2020) 日本CFA協会5回連続講座インパクト投資について考える 第1回「インパクト投資入門編 〜世界と国内の最新動向」p.5

事であった。しかし確定拠出企業年金への移行 が多くの企業で進んでいる。個人で投資メニュー から選択する場合、ミレニアル世代の下のZ世 代はより社会環境課題に敏感と言われており、 次第に運用商品の中にも、ESG 投資だけでは満 足できず、より社会的インパクト評価の出来る インパクト投資の選択肢が求められてくるもの と思われる。近い将来、インパクト投資の運用 商品が企業年金として提供される日もこよう。 それまでに、次世代により良い社会を残すため には、どれが世の中に良いインパクトを残す商 品か、個々の生活者が考えを深めることに期待 したい。

【注】

- 1) 今村敏之(2020)【日本 CFA 協会 5 回連続講座】 インパクト投資について考える 第3回「資本市 場から見たインパクト投資」p.7
- (出所) Global Sustainable Investment Alliance (2018) Global Sustainable Investment Review
- 2) BOJ Reports & Research Papers (2020.7) [ESG を巡る我が国の機関投資家の動向について」p.4
- 3) GPIF2020 年度第1四半期運用状況(速報) https://www.gpif.go.jp/operation/2020-Q1-0807-Jp_036988.pdf
- 4) NPO 日本サステナブル投資フォーラム (2020) 「サ ステナブル投資残高調査 2019」p.2
- 5) GPIF (2015) 「国連責任投資原則への署名につ いて」別紙1
- https://www.gpif.go.jp/investment/pdf/ signatory-UN-PRI.pdf
- 6) Bloomberg 2020.8.7. 「GPIF: 運用益 12 兆円超 と過去最高」
- https://www.bloomberg.co.jp/news/ articles/2020-08-07/QEM95QDWX2PS01
- 7) 企業年金連合会 (2020) 「母体が SDGs への取

- り組みを積極的に展開 スチュワードシップ活動 は自然の流れ」『企業年金』 2020 年 6 月号、p.16
- 8) SDGs とは 2015 年に国連が定めた、持続可能な 開発のための国際目標であり、17のグローバル目 標と169のターゲットから成る。
- 9) GSG 国内諮問委員会 (2019) 「日本における社 会的インパクト投資の現状 2018」p.6
- 10) 菅野文美 (2020) 【日本 CFA 協会 5 回連続講座】 インパクト投資について考える 第1回「インパ クト投資入門編~世界と国内の最新動向」p.7、
- (出所) IFC"Creating Impact The Promise of Impact Investing"2019

みき りゅうじろう

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構特任研究

主な研究分野は年金(DBとDCの)ガバナンス、ESG 投資。

·橋大学社会学部卒業後、1979年第一生命保険相互会 社入社。1985年米国ペンシルバニア大学ウォートン ビジネス・スクー -ルにて MBA (ファイナンス専攻) 取得。 その後、第一生命保険相互会社・統合リスク管理部長等 を歴任。2014年に同社を定年退職。

その後、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン顧問等 を経て 2014 年 12 月より現職。 1992 年度証券アナリスト・ジャーナル賞受賞。

同年から CFA 協会認定証券アナリスト (CFA)。2015 年より日本 CFA 協会理事。

国内で日本証券アナリスト協会、日本 CFA 協会等での DC ガバナンスや ESG に関する講演、また、資本市場研 究会等への寄稿が多数ある。海外でも CRO (Chief Risk Officer) Forum や FTSE World Investment Forum で 我が国資本市場に関する講演および雑誌への寄稿があ

【主な年金関連の著書訳書】

『年金 ALM と財務戦略』(原著者:K アムバクシア)金 融財政事情研究会、1991年

『生保 ALM と経営リスク管理』(原著者:LOMA)金融

財政事情研究会、1996 年 『エクセレントな年金経営の条件』(原著者:K アムバク シア)金融財政事情研究会、1998 年 『確定拠出型年金の金融ビジネス・フレームワーク』(著

書)金融財政事情研究会、2000年